

広島県食品自主衛生管理認証マーク使用基準

(目的)

第1 「広島県食品自主衛生管理認証制度実施要綱」(以下「要綱」という。)第15に基づく広島県食品自主衛生管理認証マーク(以下「認証マーク」という。)の適正な使用を確保するため、この使用基準を定める。

(デザイン等)

第2 認証マークのデザイン及び色は、別紙のとおりとする。

2 認証を受けた事業者(以下「事業者」という。)は、別紙デザイン(1)又は(2)のいずれかを選択して使用するものとする。

3 事業者は、認証マークをみだりに改変して使用することはできない。

(認証マークの使用)

第3 認証マークに関する使用权は、広島県が所有するものとする。

2 認証機関は、認証マークを要綱第6の認証時に電子媒体で事業者へ交付するものとする。

3 事業者は、要綱に基づき認証マークを認証を受けた施設に掲示し、又は、当該施設において製造された認証対象食品に限り貼付することができるものとする。

(使用期間)

第4 認証マークの使用期間は、認証の有効期間の範囲内とする。

(使用制限)

第5 食品関係事業者等は、消費者等に誤解を与えるような方法で認証マークを使用したり、この認証マークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。

(適正使用)

第6 認証機関は、事業者が認証マークを適正に使用しているか把握するものとする。

2 認証機関は、事業者が認証マークを適正に使用していないと認められる場合には、改善を指示するものとする。

(その他)

第7 広島県は、その他認証マークの適正な使用に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この使用基準は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この使用基準は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙) デザイン等

(1)



(2)



色 (マーク ; 緑, 背景 ; 白)

【使用カラー】

特色の場合 CF0265 (DIC F290)

4C プロセスの場合 C80 Y80

1色使用の場合 100%